

# 令和3年度事業計画

## 1. 基調

我が国経済は、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、戦後最大の経済の落ち込みに直面し、依然として厳しい状況にある。静岡県においても、業種業態により異なるが多業種において業績が悪化し経済活動の回復基調は依然として厳しい状況にあるものの、一方で持ち直しの動きが見られつつある。

政府は、デジタル化の推進をはじめ少子高齢化対策としての不妊治療への保険適用、携帯電話料金の引き下げなど三大目標を掲げ、それらを含む諸課題に集中的に取り組み、デジタル社会の実現を目指すとともに、今後はウイズコロナ・ポストコロナの新しい社会づくり、改めてデフレ脱却と経済再生を確かなものとするとしている。

こうした状況の中で、「国民生活と経済のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、新型コロナウイルス感染症に係る対応をはじめとし、貨物自動車運送事業法改正に伴う「標準的な運賃」の周知・浸透に取り組むとともに、トラック運送業界に課せられた公共的な使命の達成に向けて全力を傾注しているところである。

については、令和3年度事業として次に示す重点事項3本柱を中心に事業計画を策定し、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、諸活動を積極的に展開するものとする。

## 重点事項

- (1) 適正取引の推進と事業継続となる標準的な運賃・料金収受の推進を図る
- (2) 「働き方改革」の実現に向けた対策と人材確保のための諸施策の推進を図る
- (3) 交通・労働災害事故防止及び環境・省エネ・新型コロナ感染症対策の諸施策の推進を図る

## 2. 事業計画

### (1) 総合物流対策事業

トラック運送事業経営は、新型コロナウイルスが拡大する中においても感染症対策をはじめ、改正貨物自動車運送事業法の「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」「荷主対策の深度化」に加えて、「標準的な運賃の告示制度」の浸透及び活用など経営基盤の向上を図るため積極的な活動を行うものとする。加えて、「物流特殊指定」「下請法」や「改善基準告示」の見直しに向けた対応、「ホワイト物流推進運動」など荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの進め方について「取引環境と長時間労働改善に向けたガイドライン」等により、周知・普及促進を図るものとする。

また、高速道路料金の割引・大口・多頻度割引の実質50%以上の割引や長距離低減・深夜割引料金の更なる拡充、「重要物流道路」の追加指定やミッシングリンクの解消など機能強化の推進、労働環境の改善のためのSA・PA及び道の駅等における駐車スペースの確保・拡充、加えて自動車関係諸税の簡素化並びに負担軽減や新たな負担等への対応など全日本トラック協会と連携を図りながら要望活動等を展開する。

加えて、静岡県における渋滞個所の緩和、道路ネットワークの推進強化、市街地における貨物集配中の車両にかかる駐車規制の見直しなど要望活動を展開する。

その他、特殊車両に係る法令遵守や ETC2.0 を活用した物流対策等の講習会の開催、引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービスの向上、自動運転・隊列走行、ダブル連結トラックやスワップボディ、ICT 化や AI ロボット等の点呼への活用及び物流 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、中継輸送の情報提供など、業界の社会的地位の向上のための事業を推進する。

## （２）経営改善・労働対策事業

経営環境の厳しいトラック運送事業において、標準貨物自動車運送約款が改正され、標準的な運賃が告示され適正取引の環境が整備されたものの、新型コロナウイルス感染症拡大により経済が停滞し、また収束の不透明感が増している中において、標準的な運賃の周知が進まない現状を打破し、運送状等契約の書面化の推進や適正運賃・料金の収受について荷主に理解を求めるとともに、原価意識の向上と K P I（重要業績評価指標）の導入の推進を図り、生産性向上と経営基盤の安定に繋げるものとする。

他方、少子高齢化により労働力人口が減少するなかドライバーの有効求人倍率は依然として２倍以上であり、若年労働力の確保と定着率の向上が課題である。これを克服するため優良企業を目指し「ホワイト物流」及び「運転者職場環境良好度認証制度」の取得促進を推進するとともに、取引環境の適正化や長時間労働の抑制、労働環境の改善「働き方改革」に取り組み、輸送の効率化並びに生産性向上を図るものとする。併せて、国土交通省並びに厚生労働省等と連携した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」に参画し、取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの普及と実現可能な対応策を検討する。加えて「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の普及促進を図る。

人材確保を図るため「健康経営」や「高校生等を対象としたインターンシップなど職場体験研修会の開催、実業高校担当教員への周知、「氷河期世代の求職者に対するマッチング」など業界の広報活動と就職支援対策を推進するものとする。

加えて経営安定を図るため、人材確保の準中型運転免許・大型運転免許等の取得助成、荷役作業等業務関連資格の取得等に対する支援の助成事業を継続実施する他、経営基盤強化のため新型コロナウイルス対策を含めた運転資金等利子補給事業、信用保証料の助成事業、設備投資等に係る近代化金融融資事業等の助成事業を実施する。その他、労務関係セミナーや生産性向上セミナーの開催など、経営基盤の強化や労働環境の改善に資する事業を推進する。

## （３）交通・労災事故防止対策事業

「トラック事業における総合安全プラン 2025」の新規目標達成に向け、事業用トラックの死亡者数を 190 人以下、重傷者数 1,280 人以下、人身事故件数 9,100 件以下、重大事故発生の多くを占める追突事故件数 3,350 件以下、及び交差点における事故防止対策の徹底を図り、併せて交通事故ゼロと飲酒運転ゼロを目指すものとする。

「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現とドライバーの高齢化が進む状

況において、健康に起因する事故防止を支援するため点呼時の健康管理の徹底、視力計の活用や適性診断受診促進、健康診断や脳・心疾患予防検査への助成、睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査の受診促進助成を引き続き推進する。併せて、メンタルヘルス対策の強化について普及促進を図るなど防止対策を推進し、健康経営の推進に努める。また、荷役作業に伴う墜落・転落等の労働災害防止に資するため、引き続き陸上貨物労働災害防止協会静岡県支部と連携し、関係法令の遵守並びに各種啓発活動を積極的に展開する。

加えて、ドライブレコーダ、EMS（エコドライブ・マネジメント・システム）機器、後方・側方視野支援装置などハード面の普及促進を図るため助成を充実する。

その他、安全運転コンクール、ドライバーコンテスト、児童・生徒・高齢者を対象とした交通安全教室（DVDの活用を含む。）や街頭広報、交通労災事故防止セミナーの開催等を本部・支部を通じ事故防止活動を実施し、交通・労災事故防止を推進する。

#### （４）環境対策事業

政府が目標とする2050年脱炭素社会に向けたトラック運送事業として、SDGsの目標（省エネ・つかう責任・気候変動等）の一つとしてCO2削減を図るため、先進環境対応型ディーゼルトラック、天然ガス等低公害車など環境対応車導入の普及促進、エコタイヤの導入、アイドリングストップやエコドライブの推進、グリーン経営及びエコアクション21認証の新規取得及び継続更新の促進など、地球温暖化防止対策を推進するため補助事業を継続実施するとともに脱炭素化への取り組み、社会との共生を図り環境にやさしいトラック輸送の実現のための諸活動を展開する。

また、引き続き地球温暖化防止対策の一環として周智郡森町における「トラックの森」づくり事業やポイ捨て防止活動、道路清掃活動等社会環境の保全に取り組むものとする。

#### （５）貨物自動車運送適正化事業

貨物自動車運送事業者の適正な経営環境を構築するため、貨物自動車運送事業法第39条に基づき、輸送の安全を阻害する行為の防止及び輸送秩序の確立並びに事故防止を図る観点から関係行政庁との連携を密にし、「悪貨が良貨を駆逐することが無いよう」地方適正化事業実施機関として法に定められた巡回指導業務を適正かつ確実に実施する。

併せて、貨物自動車運送事業法や労働関係法令の改正等の周知及び巡回指導の結果に応じたフォローアップ講習や社会保険未加入事業者、総合評価の低い事業者及び悪質性の高い違反行為には速報制度を活用するなど事業の適正化の強化を図り、業界の資質向上に努める。

また、輸送の安全確保のための監査方針や行政処分基準等が厳格化するなか、運輸安全マネジメントの積極的な推進、安全性評価制度による優良事業所認定（Gマーク制度）の取得促進と社会でのGマーク制度の認知度の向上を図るための広報活動や荷主に貨物自動車運送事業法等関連法の理解を求める啓発活動を展開する。

#### （６）研修事業

新型コロナにより、経済環境の変化が10年早まったとされているなかで、中小零細企業が大半を占める当業界において、ドライバーの確保や定着など業界の人材不足や輸送需要の

高度化・多様化への対応が課題となっている。このため、企業経営者、管理者、従業員の各クラスに応じた質的向上と社会的責務の遵守、次代を担う後継者、更には女性の活用並びに新規雇用された者に対する人材の養成及び育成が必須となっている。

このことから、従来の研修内容の多様性を図り、経営者・管理者研修、法に基づく新規雇用者の研修、人材の確保と定着並びに新人・若年・高齢者ドライバー等研修など各クラスにWEB研修など参加しやすい会場を設置するとともに実践的研修の充実を図り、業界の発展を期するものとする。

#### (7) 広報事業

トラック運送事業の果たしている役割と重要性を荷主・消費者・ドライバー等を対象に制作したDVDをYouTubeやHPに掲載するとともにTV・ラジオ等を活用したCM等マスメディアやYouTube及び携帯電話等デジタル媒体を利用した広報を実施する。また、業界の抱えている労働力不足や長時間労働や低賃金など労働環境の改善に向けた課題、「標準的な運賃」への理解、法令遵守による社会的地位の向上及びイメージアップのほか業界の主張など、社会貢献事業や消費者対策事業を含めトラック輸送についての的確な理解を求める広報活動を実施し、働き甲斐のある業界として社会に正しい理解と協力を求める活動を多面的に展開する。

#### (8) 災害対策事業

大規模な自然災害や予想される南海トラフ巨大地震をはじめとする災害時の緊急輸送に対応するため、県並びに国土交通省及び防災協定を締結した市町等関係機関と連携を図り、要請に応えられるよう本部・支部の緊急輸送体制の整備を図る。併せて、大規模災害時においてライフライン機能を維持し、的確に責務を果たすため防災関係機関と連携した緊急物資輸送訓練に参加するとともに、物流専門家の育成と災害時における物流専門家派遣について検討を行う。

加えて、県の指定地方公共機関として新型インフルエンザ及び家畜伝染病発生時における緊急輸送要請に応えられるよう体制整備を図るとともにBCPの重要性を周知する。

#### (9) 協会施設整備事業

会員事業者及び従業員の教育研修、利用者への輸送相談所、また、緊急物資輸送施設としての地域拠点化を図るため、サービスセンター等の関係施設を維持する。

以上のほか当業界の発展に寄与すべく所要の事業を推進する。